

市県民税の申告はお早めに

申告期間 2月17日(月)～3月17日(月)

平成25年中の所得に対する、平成26年度市県民税の申告受け付けが始まります。

市県民税の申告は、昨年1月1日から12月31日までに得た所得を申告するもので、平成26年度の市県民税や国民健康保険税、介護保険料などの課税基礎や児童手当、融資の申請などに必要な所得証明、納税証明の基礎資料となります。申告書を提出しないと、各種証明の発行や手当などが受けられなくなります。

申告が必要な人

- ① 今年の1月1日現在、本市に住所があり、次のいずれかに該当する人です。
- ② 昨年中に事業所得(営業や農業などから生じる所得)や給与、不動産、利子、譲渡、山林の所得や雑所得のあった人
- ③ 昨年中に給与や退職所得のほか、営業や農業、不動産などの所得があり、その合計額が20万円以下の人
- ④ 20万円を超える人は確定申告が必要となります
- ⑤ 給与所得者で、勤務先から市へ給与支払報告書が提出されていない人
- ⑥ 昨年中の所得が公的年金だけで、日本年金機構などに申告した以外の諸控除を受けようとする人、または公的年金の収入金額が400万円以下の人で、年金以外の所得の合計額が20万円以下の人

申告が不要な人

- ① 平成25年分所得税確定申告書を税務署へ提出した人
- ② 給与所得のみで、年末調整済みの給与支払報告書が勤務先から市に提出されている人
- ③ 給与所得のみで、2カ所以上の勤務先から給与の支払いを受け、その給与の全部について年末調整を行い給与支払報告書が勤務先から市に提出されている人
- ④ 公的年金所得のみで、公的年金が20万円を超える人は確定申告が必要となります
- ⑤ 給与所得者で、昨年中の途中で就職や退職した人
- ⑥ 昨年中に病気や失業、または、学生などで所得が全くなかった人

申告書の提出方法

申告書を持って参ってください。

申告書が配布されていない人は、申告が必要と思われる人は、税務課市民係へお問い合わせください。

申告書を自分で作成する場合

医療費や生命保険料、地震保険料などの控除を受ける場合は、証明書類を添付の上、記入漏れがないかを確認し、郵送、または申告会場に設置してある提出箱へ提出してください。



申告相談日程表

●本庁管内 受付時間：午前9時～午後4時

月/日	該当地区	場所
2月	17日(月)	池田地区 池田公民館
	18日(火)	
	19日(水)	利南地区 利南公民館
	20日(木)	
	21日(金)	川田地区 川田公民館
	24日(月)	
	25日(火)	
3月	26日(水)	東倉内町・西倉内町・柳町 高橋場町
	27日(木)	
	28日(金)	市役所 市民ホール
	3日(月)	
	4日(火)	
	5日(水)	
	6日(木)	
7日(金)～17日(月) ※土・日曜日を除く	全地区未済者 ※この期間は大変混み合います。都合のつく人は、できるだけ早めに申告をお願いします	

注意事項

- ◆ 期間終了間際は大変混み合いますので、早めに申告をお願いします
- ◆ 所得税の還付申告は、1月から税務署で受け付けています
- ◆ 申告書は、自分で記入して提出するようお願いします
- ◆ 申告相談に来場する人は、収入金額や経費などをあらかじめ集計し、できるだけ記入しておいてください
- ◆ 市役所駐車場が狭いため、なるべく車の利用を避けていただくようお願いします

●白沢町振興局管内

受付時間：午前9時～午後4時

月/日	該当地区	場所
2月	17日(月)	白沢町振興局 2階 農事研修室
	18日(火)	
	19日(水)	
	20日(木)	
	21日(金)	
	24日(月)	
	25日(火)	
	26日(水)	
	27日(木)	
3月	28日(金)	市役所 市民ホール
	3日(月)	
	4日(火)	
5日(水)～17日(月) ※土・日曜日を除く	全地区未済者 ※この期間は大変混み合います。都合のつく人は、できるだけ早めに申告をお願いします	

●利根町振興局管内

受付時間：午前9時～午後4時

月/日	該当地区	場所
2月	17日(月)	小松・柿平・青木・砂川 日向南郷・日影南郷 南郷集会所
	18日(火)	穴原 午前9時～11時 第4生活改善センター
		根利 午後1時～3時 根利集会所
	19日(水)	平川 平川集落センター
	20日(木)	輪組・多那・二本松 多ココミュニティーセンター
	21日(金)	大原・老神・園原 大原集会所
	24日(月)	大楊・高戸谷 追貝
	25日(火)	利根町振興局 2階 大集会室
	26日(水)	
	27日(木)	
3月	28日(金)	市役所 市民ホール
	3日(月)	
	4日(火)	
5日(水)～17日(月) ※土・日曜日を除く	全地区未済者 ※この期間は大変混み合います。都合のつく人は、できるだけ早めに申告をお願いします	

お知らせ

申告書を提出しない場合、消費税率の改正に伴い実施される臨時福祉給付金の支給を受けられないことがあります。臨時福祉給付金制度の詳細や支給要件など、不明な点については社会福祉課社会係(東原庁舎内)☎内線77242へお問い合わせください。

地方税制改正により個人住民税に関する以下の制度が変わりました

- ① 給与所得控除について給与などの収入金額が1,500万円を超える場合、給与所得控除額に245万円の上限が設けられました
- ② 公的年金などに係る所得以外の所得を有しなかった人が寡婦(寡夫)控除を受けようとする場合、社会保険庁などに提出する扶養控除申告書に寡婦(寡夫)の申告をすることによって、個人住民税の申告書の提出が不要となりました
- ③ 東日本大震災復興基本法に定める基本理念に基づいて、地方公共団体が実施する防災や減災のための施策に要する費用財源を確保するため、平成26年度から平成35年度までの10年間に限り個人住民税の均等割額が改正されました。個人住民税の均等割額改正の詳細は4ページを参照